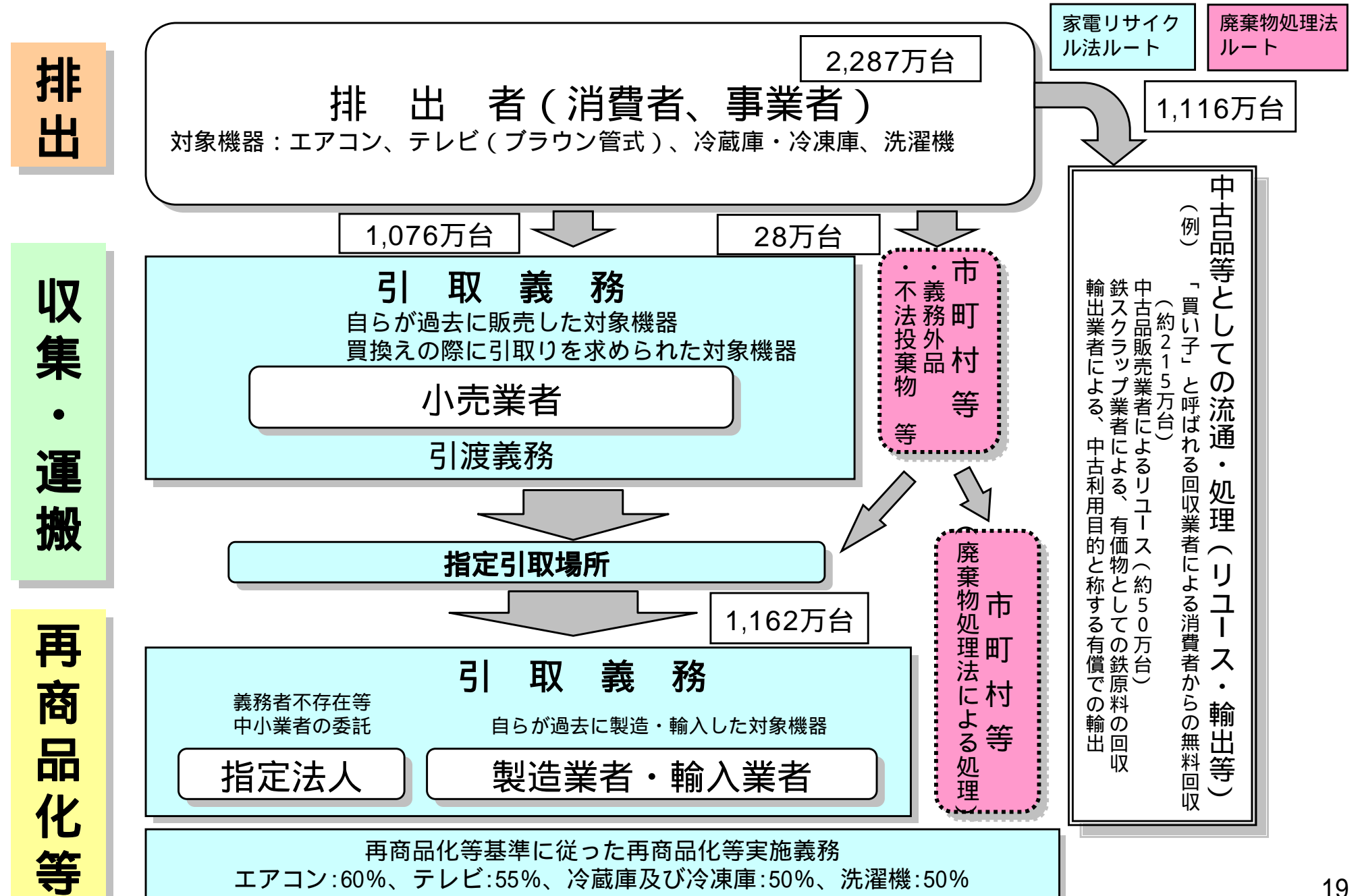
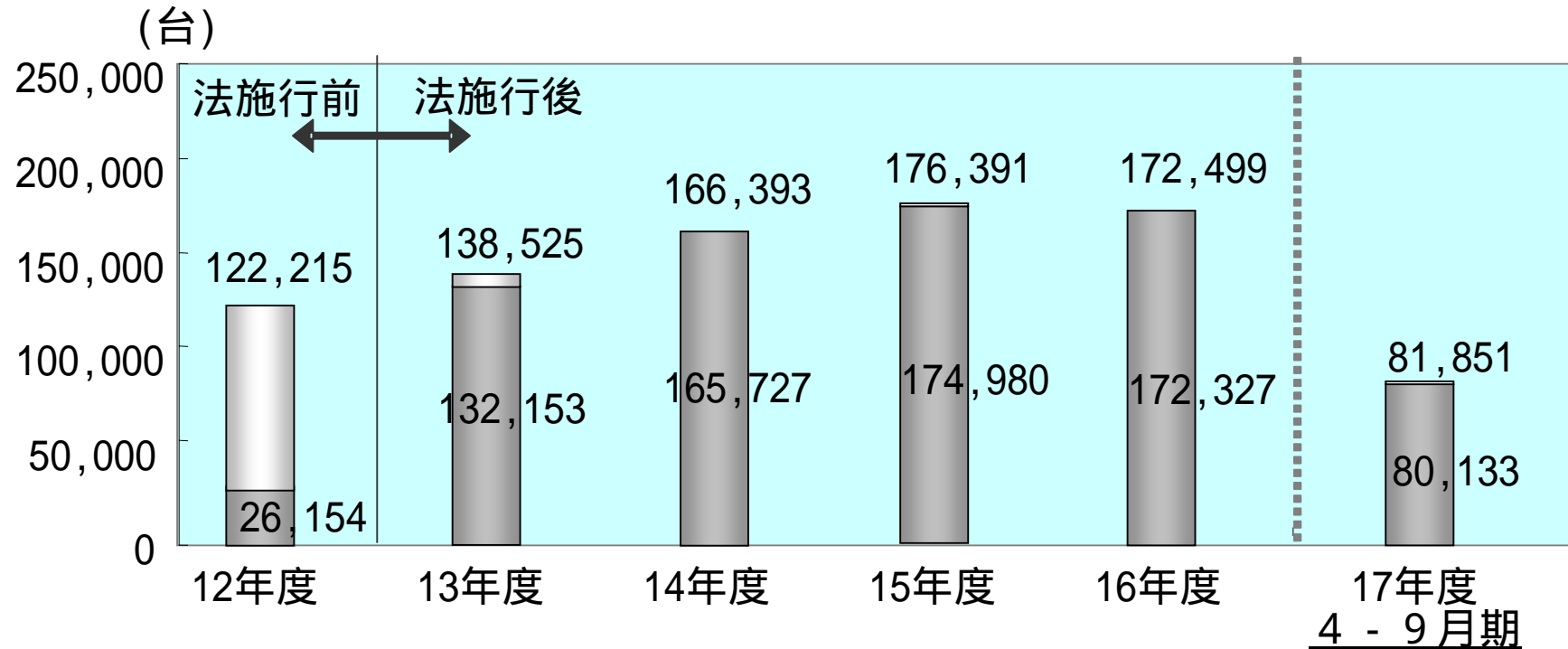


家電リサイクルの流れ

データは最新の値（一部推計値）



廃家電の不法投棄台数の推移



■ 環境省調査で把握された廃家電の不法投棄台数

〔平成12年度分調査の人口カバー率は約21.4%、平成13年度分は約95.4%、平成14年度分は約99.6%、平成15年度分は約99.2%、平成16年度分は約99.9%、平成17年度4 - 9月期分は約97.9%〕

人口カバー率 = 定期的に環境省が実施している廃家電4品目の不法投棄の状況把握調査において、不法投棄台数のデータを有していた自治体の合計人口の総人口に占める割合

■ を人口カバー率で割り戻した台数

出典：環境省資料

家電リサイクル法の見直しについて

本年4月に法で定める見直し時期を迎えたことから、本年6月から、中央環境審議会と産業構造審議会の合同審議で、家電リサイクル法の見直しのための検討が行われているところ。

家電リサイクル制度等の見直しに当たっての検討課題（案）
（第4回中央環境審議会・産業構造審議会合同会合（平成18年8月28日） 配付資料3）

「見えないフロー」の把握と総合的な対策の実施

不法投棄対策の強化

環境配慮設計の促進

3Rの推進

リサイクル料金の在り方

対象品目の在り方

再商品化率の在り方

効率的な収集運搬システムの整備

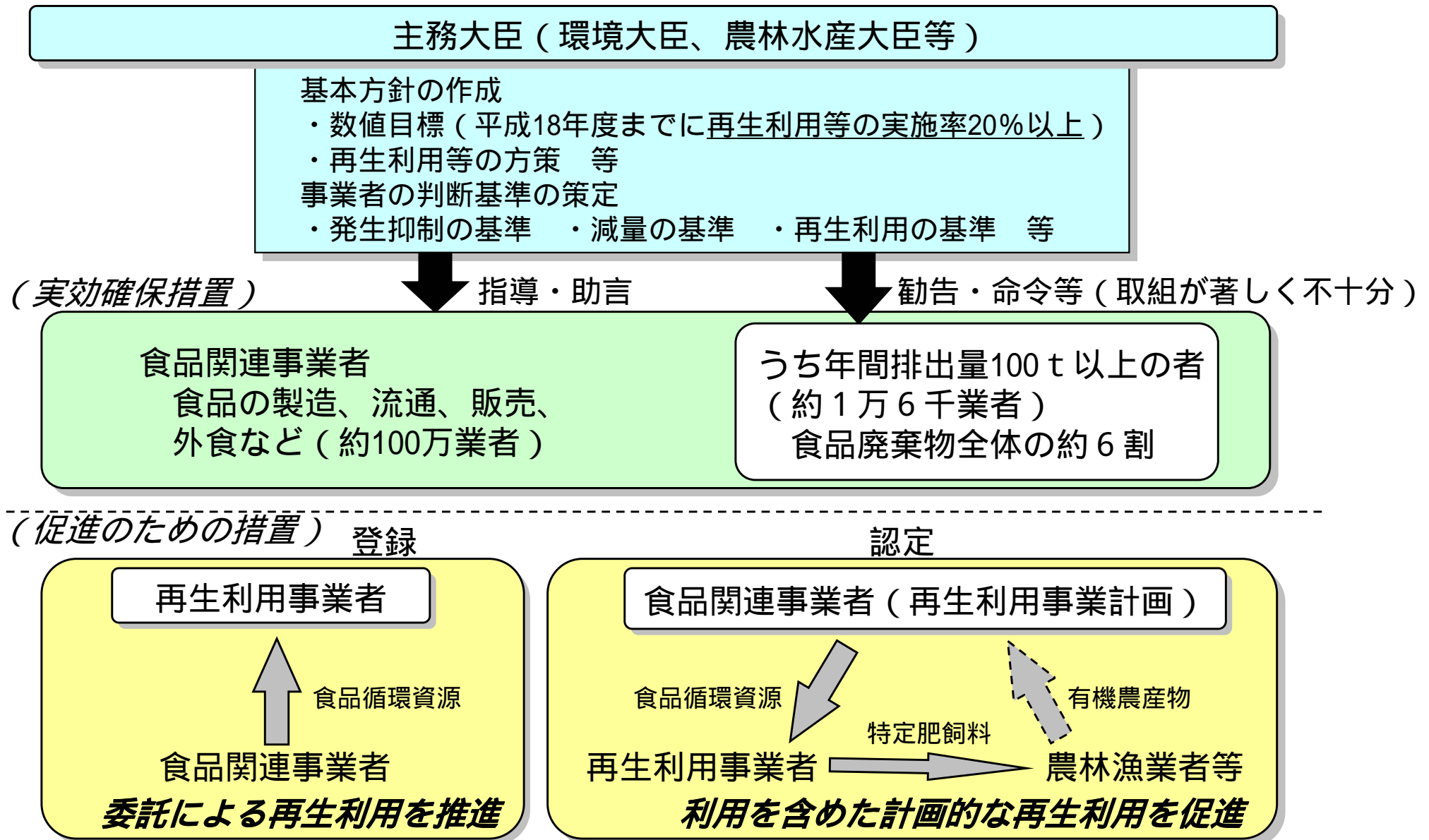
離島における収集運搬に係る負担軽減

消費者等に対する普及啓発

既存業者の取扱い

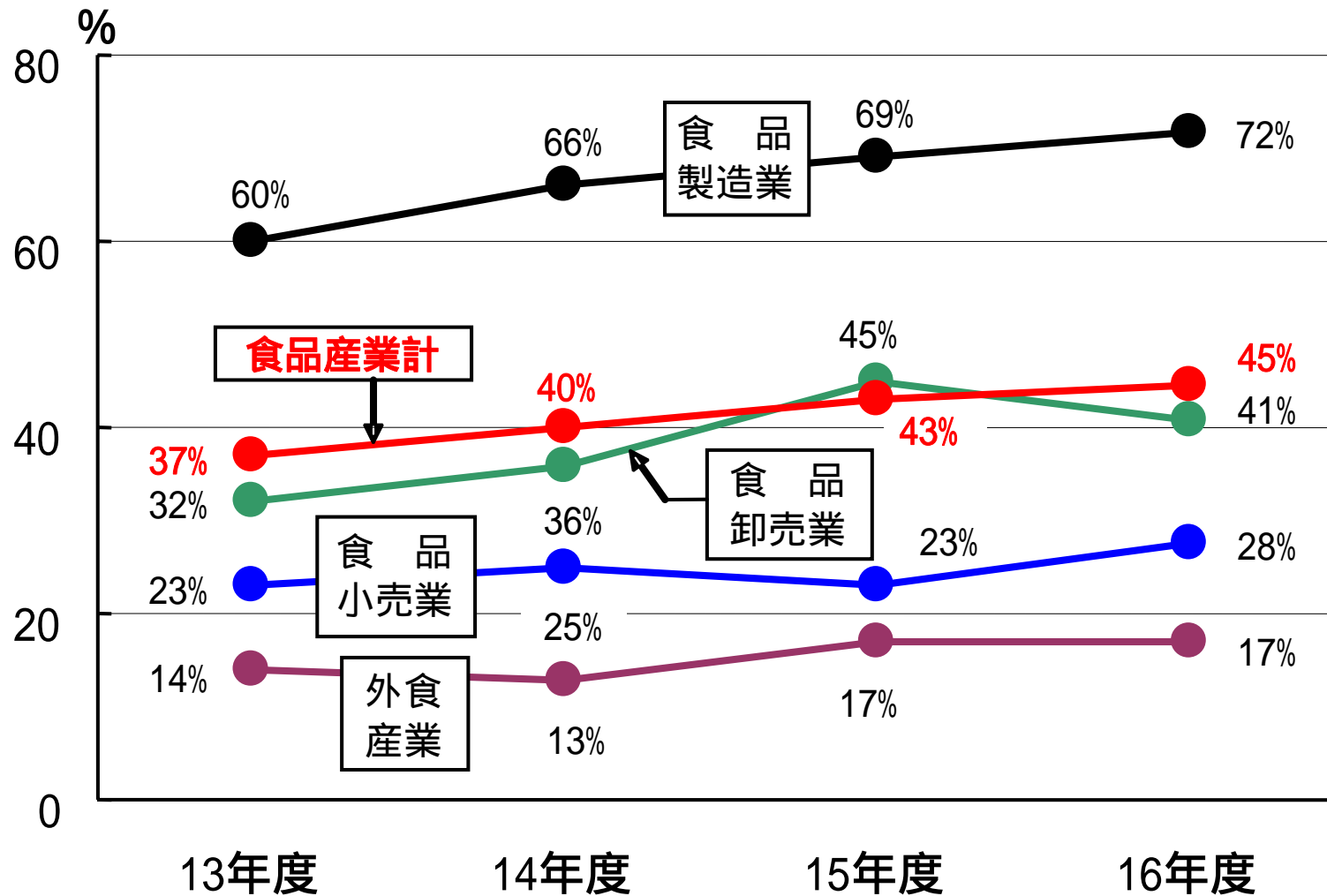
【3】食品リサイクル法の見直し

食品リサイクル法の仕組み



- ・ 廃棄物処理法の特例（荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要）
- ・ 肥料取締法・飼料安全法の特例（農林水産大臣への届出不要）

食品循環資源の再利用等実施率の推移



「再生利用等実施率」とは、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の量のうち発生抑制、再生利用、減量 がなされた量の割合である。

食品リサイクル法の見直しについて

本年5月に法で定める見直し時期を迎えたことから、本年9月から、中央環境審議会と食料・農業・農村政策審議会の合同審議で、食品リサイクル法の見直しのための検討が行われているところ。

主な検討項目

再生利用等の実施率目標の設定の在り方
発生抑制の推進
再生利用、エネルギー利用の促進
適正なりサイクルの確保、地方の役割、消費者の理解増進 等

5 . アスベスト廃棄物対策

廃棄物処理法改正の概要

今後大量に発生するアスベスト廃棄物について、溶融による無害化処理を促進・誘導するため、国の認定による特例制度を創設。

1 背景

建築物の解体等に伴って、アスベスト廃棄物（スレート等アスベスト含有建材、吹付けアスベスト）が、今後大量に発生*。

* ストック量約4000万トン、年間排出量100万トン以上。

住民不安を背景とした処分場での受入忌避に加え、今後予定している処理基準の強化*等により、大量のアスベスト廃棄物が滞留し、不法投棄等につながるおそれ。

* 破碎施設の屋内設置、高度な集じん装置の設置の義務付け等。

これを安全かつ円滑に処理するために、従来の埋立処分に加え、高温の溶融等による「高度技術による無害化処理」という新たなルート*の確保が必要。

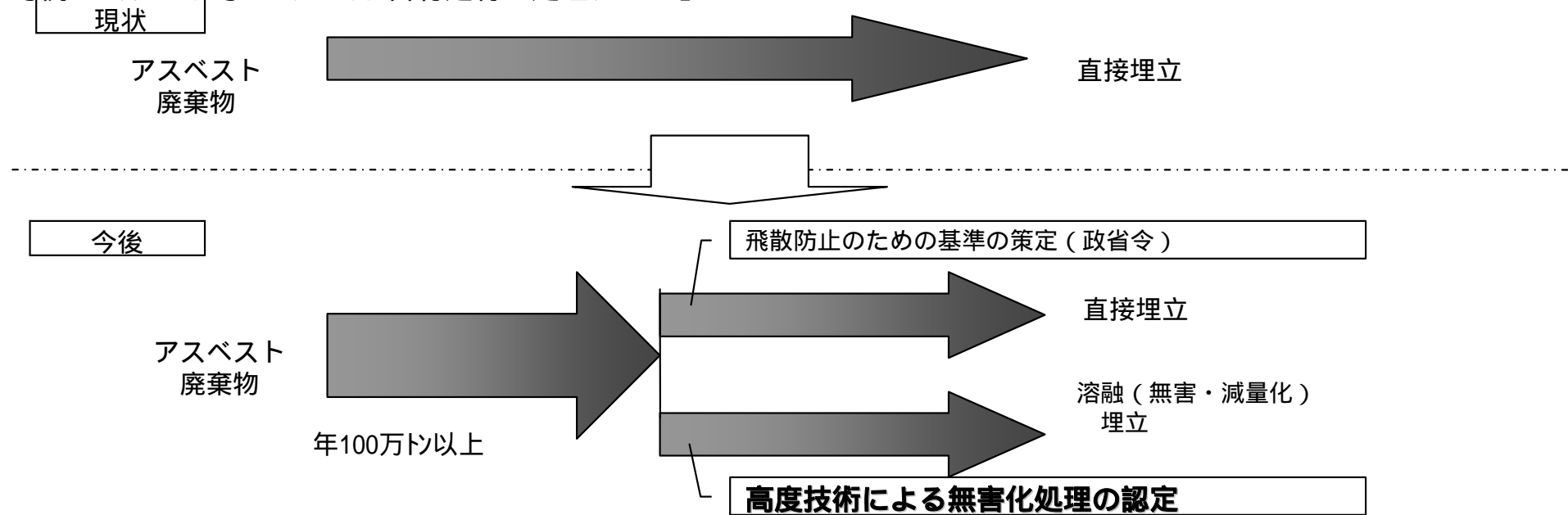
* 既存の溶融炉等の民間施設を活用すれば、滞留するアスベスト廃棄物を処理可能。

2 概要

アスベスト廃棄物を溶融・無害化する「高度技術による無害化処理」について、国が、個々の施設の安全性を確認して認定*することにより、促進・誘導。

* 個々の業及び施設設置の許可なしに、処理の実施を可能とする。

【参考例：スレート等アスベスト含有建材の処理フロー】



公布の日（平成18年2月10日）より半年以内に施行（平成18年8月9日施行）

アスベストを含む廃棄物の類型と改正後の対策

特別管理産業廃棄物

(飛散性のもの)

工作物に用いられる材料から除去された吹付けアスベスト

建築物から除去された吹付けアスベスト、アスベストを含む保温材、断熱材及び耐火被覆材

〔ストック量数十万トン〕
1.8万t/年発生

特別管理産業廃棄物の処理基準
(廃棄物処理法施行令等)

収集における梱包等

処分における溶融処理又は耐水性材料での二重梱包等

石綿含有産業廃棄物

(非飛散性のもの)

石綿スレート等の外装材、床タイル等

〔工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの〕

〔ストック量4,000万トン〕
100万t/年以上発生

産業廃棄物の処理基準
(廃棄物処理法施行令等)

飛散防止措置をとること
他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
溶融、無害化处理による処分
中間処理としての破碎禁止
一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

石綿含有一般廃棄物

(非飛散性のもの)

日曜大工によって排出された石綿スレート等の外装材等〔工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの〕

〔年間数t発生〕

一般廃棄物の処理基準
(廃棄物処理法施行令等)

飛散防止措置をとること
他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
集じん設備により確実にダスト除去する中間処理
一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること
石綿含有家庭用品については通常の処理で飛散等の問題が生じないことを確認

石綿含有産業廃棄物の溶融施設
(許可施設として新設)

1,500度以上で溶融
飛散防止措置

無害化处理施設

内容、者、施設の基準
認定の手続き、廃止等の手続

ごみ処理施設

埋立処分・再生

6 . 循環型社会形成推進交付金制度

平成17年に、国と地方が協力して地域から循環型社会の推進を進めるための仕組みとして創設

循環型社会形成推進協議会
~ 国、都道府県、市町村が構想段階から協働 ~

循環型社会形成推進地域計画

対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村(沖縄、離島等は特例として対象)

3R推進のための目標

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(年比 %減)
リサイクル	リサイクル率(年比 %増)
エネルギー回収	ごみトン当たり発電電力量(kWh / t)
最終処分	最終処分されるごみの量(年比 %減)

【今後】
循環型社会と脱
温暖化社会に貢
献する目標も盛
り込み

目標を実現するための政策パッケージ

マテリアルリサイクル推進施設 : 容器包装リサイクル、リサイクルプラザ
エネルギー回収推進施設 : 高効率発電・生ごみバイオガス化
バイオマスリサイクル推進施設 : 肥飼料化、汚泥再生処理センター
浄化槽 : 経済的・効率的な生活排水処理
最終処分場 : 安全で信頼性の高い最終処分、最終処分場再生事業
調査・計画支援事業 : 生活環境影響調査等 等

PFI事業も同様に交付金で支援

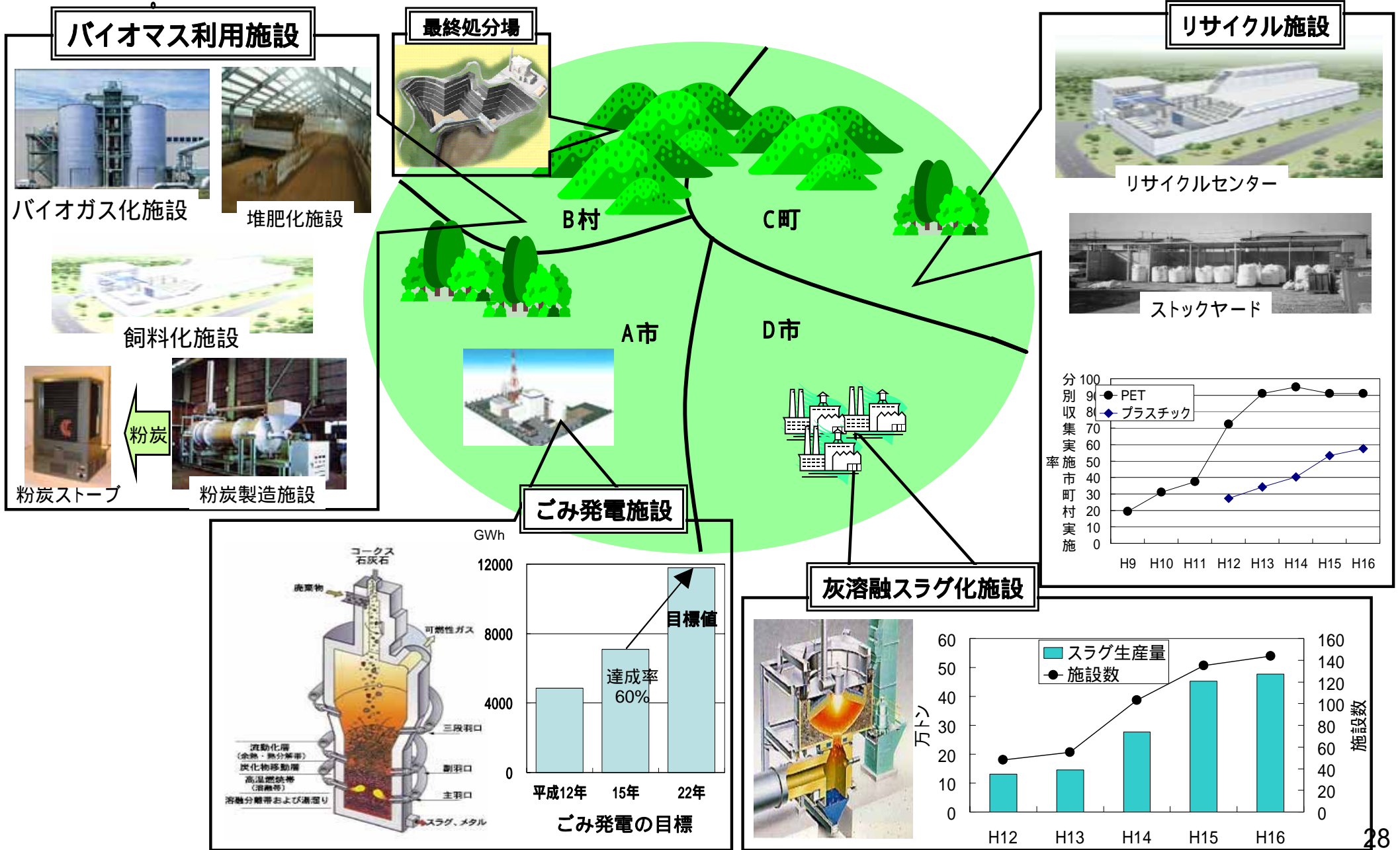
交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付(循環型社会の形成をリードする先進的モデル施設(高効率メタン回収プラント)は対象事業費の1/2を交付)

循環型社会形成推進交付金制度を活用した循環型社会づくり

～ 国と地方が一体となった社会改革～

ごみの安全・安心な処理、リサイクル・エネルギー利用等に必要な施設整備を一括して支援



循環型社会形成推進交付金制度の進捗状況

これまでに、390市町村が循環型社会形成交付金を活用して施設整備を進めている。

環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画の策定状況(平成18年11月14日現在)

(地域計画件数)(市町村数)

北海道	9件	23	埼玉県	4件	9	岐阜県	6件	19	鳥取県	1件	3	佐賀県	1件	6
青森県	3件	7	千葉県	5件	5	静岡県	4件	5	島根県	0件	0	長崎県	1件	5
岩手県	4件	11	東京都	4件	26	愛知県	4件	6	岡山県	2件	8	熊本県	2件	8
宮城県	1件	1	神奈川県	2件	8	三重県	5件	13	広島県	7件	7	大分県	1件	1
秋田県	4件	11	新潟県	4件	5	滋賀県	2件	3	山口県	4件	4	宮崎県	1件	7
山形県	3件	16	富山県	3件	7	京都府	2件	2	徳島県	0件	0	鹿児島県	6件	24
福島県	4件	12	石川県	4件	7	大阪府	2件	5	香川県	1件	3	沖縄県	9件	17
茨城県	3件	6	福井県	2件	6	兵庫県	12件	22	愛媛県	5件	5	合計	157件	390
栃木県	1件	3	山梨県	0件	0	奈良県	0件	0	高知県	3件	8			
群馬県	1件	4	長野県	2件	4	和歌山県	5件	8	福岡県	8件	30			

7 . 3 Rの国際的な推進

3 R 国際展開のスケジュール

2004	2005	2006	2007	2008
G8シーアイランドサミットで3Rの推進について合意	3Rイニシアティブ閣僚会合を開催(東京) G8グレンイーグルズサミットで3Rの推進を確認	高級事務レベル会合(東京) G8サミット(ロシアサンクトペテルブルグ) アジア3R推進会議(東京)	G8サミット(ドイツ) OECD物質フロー会計ワークショップ(日本) 3R高級事務レベル会合	G8環境大臣会合 G8サミット(日本)
3Rイニシアティブを立ち上げ	3Rの取組を推進		3Rの成果のとりまとめ	